

世に皆様達の深恩を仰ぎ奉りて
家供拂へず来はまじしと云ふ窮境は業越し申人
尤もく事感謝あり

極度の苦境に陥りたる時、天恵にあり、如世の或節に
之を棄て業を陳述を聴取せられ、前月より六月（小生
の健康恢復するまで、ペンシシ（因筆）と一二月中、
妻に下附せられると云ふ事、其百前述べ置きたる
事死より、茲に條件を附せられ、書は「一家解散
せしむるを著す護し子共を養育せよ」と云ふ温言は
る尤もたい命令に仰せ候

此今の更なる存の事、其月又は百二十兩とある事不足の事
程は不幸にも例のうらな候、益に神飢飢し得るは尤も
本生百之又中計にあり候

先は月々の申見舞金に申渡す近情は通報申上
其御具
病臥中

昭和四年七月十日

芳名 ABC 頃

妻に宛てて

地主 延之助 殿

